

○三次市生活用水施設整備補助金交付要綱

平成30年3月30日告示第59号

三次市生活用水施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、生活環境基盤の改善及び定住化の促進を図るため、日常生活に必要な生活用水（炊事、風呂、洗面、洗濯、便所等において使用する水で、水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に適合しないものも含む。以下「生活用水」という。）の確保を目的とした施設を整備する者に対し、予算の範囲内において三次市生活用水施設整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象区域)

第2条 第4条で規定する補助金の種類が補助金A、補助金B及び補助金Cの補助対象区域は、市が運営及び計画する三次市水道事業の設置等に関する条例（平成16年三次市条例第244号）別表に規定する給水区域以外の区域とする。ただし、給水区域内であっても、給水の供用開始が1年以内に見込まれない区域で、給水供用開始後速やかに三次市水道事業に加入することを約する場合には、補助対象区域とすることができるものとする。

2 第4条で規定する補助金の種類が補助金Dの補助対象区域は、三次市水道事業の設置等に関する条例別表に規定する給水区域とする。

(補助対象の要件)

第3条 補助金を受けようとする者は、次の要件を具備していなければならない。

- (1) 補助対象施設で生活用水の供給を受ける住居に住所を有する者（補助対象施設で生活用水の供給を受ける住居に住所を有することが確実な者を含む。）
- (2) 生活用水を確保しようとする者
- (3) この告示による補助金又は廃止前の三次市飲用水施設補助金交付要綱（平成18年三次市告示第79号）による補助金の交付を受けていない者（生計を一にする者を含む。）。ただし、既に補助金の交付を受けた施設と異なる

種類の施設に係る申請又は次条に定める補助金の種類が異なる申請の場合にあっては、この限りでない。

(4) 市税及び市公共料金を完納している者（生計を一にする者を含む。）

(5) 受益者人数が100人を超えていないこと。

(6) 1日最大給水量が20立方メートルを超えてはならない。

2 前項各号に掲げる要件を具備している場合であっても、営利目的、事業所、店舗、地域の集会所、共同住宅、貸家等の建築に伴う新設工事若しくは開発行為又はこれらに準じる行為に伴うものについては、補助の対象としない。

（補助金の種類）

第4条 補助金は、用途に応じ次の各号に掲げる4種類とする。

(1) 補助金A 1戸から3戸までで申請することができ、補助対象となる経費（以下「補助対象経費A」という。）が、補助対象施設を整備するために直接必要な経費（宅外部分）のみとする補助金

(2) 補助金B 1戸から10戸までで申請することができ、補助対象となる経費（以下「補助対象経費B」という。）が、補助対象施設を整備するために直接必要な経費（宅外部分）のみとする補助金

(3) 補助金C 4戸から10戸までで申請することができ、補助対象となる経費（以下「補助対象経費C」という。）が、補助対象施設を整備するために直接必要な経費（宅外部分）のみとする補助金

(4) 補助金D 1戸で申請することとし、補助対象となる経費（以下「補助対象経費D」という。）が、補助対象施設を整備するために直接必要な経費（宅外部分）のみとする補助金

2 補助金B及び補助金Cの申請戸数が10戸を超える場合は、市と協議の上、適切と認められる場合のみ申請することができる。ただし、地縁団体として申請する団体に限る。

（補助対象経費、限度額及び補助率）

第5条 補助金A、補助金B、補助金C及び補助金Dの補助対象経費及び限度額は、次のとおりとする。

(1) 補助対象経費A 補助対象施設につき100万円を限度とする。ただし、2戸以上は、1戸につき50万円を限度額に加算する。

- (2) 補助対象経費B 1戸につき70万円を限度とする。
- (3) 補助対象経費C 補助対象施設につき300万円を限度とする。ただし、5戸以上は、別表のとおり1戸当たりの配管延長により補助対象経費を加算する。
- (4) 補助対象経費D 補助対象施設につき50万円を限度とする。

2 各補助金の補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助金Aの補助率は、補助対象経費Aの2分の1とする。
- (2) 補助金Bの補助率は、補助対象経費Bの2分の1とする。
- (3) 補助金Cの補助率は、補助対象経費Cの2分の1とする。
- (4) 補助金Dの補助率は、補助対象経費から100万円を差し引いた金額の10分の10とする。

(補助対象施設等)

第6条 補助金Aの補助対象は、次の各号に掲げる施設等の新設であって、当該補助対象施設を利用する者1人につき1日当たり300リットル以上の水量が安定的に確保できる施設とする。ただし、設備機器等や消耗品の交換は補助の対象としない。

- (1) 水源施設
- (2) 配管設備
- (3) 貯水設備
- (4) 前3号に伴う経費

第7条 補助金Bの補助対象は、次の各号に掲げる施設等の新設とする。ただし、浄水器等の設備機器や消耗品の交換は補助の対象としない。

- (1) 水質改善器具及び水質改善設備
- (2) 前号に伴う経費
- (3) 水質確認に伴う経費

第8条 補助金Cの補助対象は、次の各号に掲げる施設等の新設であって、当該補助対象施設を利用する者1人につき1日当たり300リットル以上の水量が安定的に確保できる施設（以下「補助対象施設C」という。）とする。ただし、設備機器等や消耗品の交換は補助の対象としない。

- (1) 水源施設

- (2) 配管設備
- (3) 貯水設備
- (4) 前3号に伴う経費

第9条 補助金Dの補助対象は、次の各号に掲げる新たに設ける施設等とする。

- (1) 給水装置（給水装置は配水管から量水器までの範囲とし、量水器設置位置は官民境界の1mの範囲内とする。）
- (2) 前号に伴う経費
（市代行事務）

第10条 補助対象施設Cの測量設計業務は市が代行することができるものとし、市が代行する場合の測量設計業務の費用は市の負担とする。ただし、代行する業務の経費は、市長が必要と認めるものに限る。

2 第4条第2項の規定により10戸を超えて補助金Cの交付を受けようとする者のうち、新たな水源を確保しようとする場合は、市長が特に必要と認める場合に限り、その設備事業を市が代行することができるものとし、市が代行する場合の水源にかかる設備費及び工事費用は市の負担とする。ただし、代行する設備事業の経費は、市長が必要と認めるものに限る。

3 前2項の業務及び事業の実施後において、何らかの事由により申請を取り下げる場合は、業務及び事業に要した経費の全てを申請者が負担するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

4 第2項で市が代行した水源設備については、事業完了後30日以内に市から申請者に移譲するものとする。この場合において、申請者が移譲を拒む場合は、代行した費用を申請者が全額負担するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市生活用水施設補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施位置図
- (2) 受益者一覧表兼市税等納付状況閲覧承諾書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費の見積書（補助金Cの測量設計を市に委託した場合は除く。）

- (4) 水道加入誓約書（様式第3号）（第2条第1項ただし書に該当する場合）
- (5) 申請時の水質検査結果（補助金B）
- (6) 申請設備等計画概要書（様式第4号）
- (7) 住所変更確約書（様式第5号）（補助金申請時に補助対象施設で生活用水の供給を受ける住宅に住所を有していない場合）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 補助金Cによる申請の場合、申請内容の施工及び補助金交付は、原則申請年度の次年度に行うものとする。

（補助金の交付決定等）

第12条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査を行い適当と認めたとときは、三次市生活用水施設整備補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請の変更等）

第13条 前条の通知書を受けた申請者（以下「資格者」という。）が、次に掲げる事項に該当する場合は、直ちに三次市生活用水施設整備補助金事業計画変更承認申請書（様式第7号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助経費の変更又は申請取下げ
- (2) 前号に掲げるもののほか、重要な変更事項

2 市長は、前項の申請書により補助金交付決定額に変更が生じた場合は、三次市生活用水施設補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により資格者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第14条 資格者は、事業が完了したときは、完了通知書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業費明細書
- (2) 設備詳細図
- (3) 工事写真（完了前に行う市立会の検査写真を含む。）
- (4) 対象設備設置後の水質試験結果報告書（補助金Bに限る。）
- (5) 水量試験結果報告書（写真及び計算方法を含む。）
- (6) 工事契約書及び領収書

- 2 市長は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）第1条第1号の規定に基づき、給水管の水圧検査を行うものとする。
- 3 配水管は、0.75メガパスカルの静水圧を10分間保持し、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 4 市長は、第1項に規定する完了通知書が提出されたときは、職員に完了検査報告書（様式第10号）を作成させ、補助金の額を確定し、三次市生活用水施設整備補助金交付確定通知書（様式第11号）により資格者に通知するものとする。
- 5 市長は、補助金の額の確定後、三次市生活用水施設整備補助金交付請求書（様式第12号）による資格者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第15条 市長は、資格者又は資格者であった者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助施設の整備方法が妥当性を欠くと認めるとき。
- (3) あらかじめ承認を受けないで工事費を変更し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助を不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定に基づき補助金の取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、資格者又は資格者であった者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（指揮監督及び検査）

第17条 市長は、事業の実施に関して必要な報告を求め、若しくは指示を行い、又は職員に随時必要な検査をさせることができるものとする。

（その他）

第18条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(三次市飲用水施設補助金交付要綱の廃止)

2 三次市飲用水施設補助金交付要綱(平成18年三次市告示第79号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の三次市飲用水施設補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(次年度に係る効力)

4 第11条第2項の規定中次年度に係る部分については、当該年度に係る予算措置が認められた場合に限り、その効力を有するものとする。

(令和5年度の特例)

5 次項による告示の失効後においても、令和5年度に行われた補助金Cの申請であって第11条第2項の規定により次年度に行うものとされた申請内容の施工及び補助金交付については、なお従前の例による。

(この告示の失効)

6 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第5条関係)

補助金C 5戸目以降の対象経費加算額表

1戸当たりの配管延長	加算される経費額	備考
100m未満	70万円	水源施設内及び貯水施設内の配管は含まない。
100m以上120m未満	84万円	
120m以上140m未満	98万円	
140m以上160m未満	112万円	
160m以上180m未満	126万円	

180m以上	140万円	
--------	-------	--

様式第1号（第11条関係）

年 月 日

三次市長 様

三次市生活用水施設整備補助金交付申請書

申請者 (共同して整備する場合は 代表者)	住所	
	氏名	
	電話番号	() —

三次市生活用水施設整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり申請します。

事業名	三次市生活用水施設整備補助金交付事業	
	該当する事業に○	A ・ B ・ C ・ D
事業場所	三次市	
受益者人数	人	
事業予定 期間	着手	年 月 日
	完成	年 月 日
事業費	円	
うち補助対象経費	円	
申請する理由		

添付書類等

- (1) 事業実施位置図

- (2) 受益者一覧表兼市税等納付状況閲覧承諾書
- (3) 補助対象経費の見積書（市に委託した場合は除く。）
- (4) 水道加入誓約書（要綱第2条第1項ただし書に該当する場合）
- (5) 水質検査結果（補助金B）
- (6) 申請設備等計画概要書
- (7) 住所変更確約書（補助金申請時に補助対象施設で生活用水の供給を受ける住宅に住所を有していない場合）
- (8) 事業実施箇所一覧表（共同して複数箇所申請する場合）

別紙

事業実施箇所一覧表

申請者氏名	事業箇所
	三次市
	三次市
	三次市
	三次市
	三次市
	三次市
	三次市
	三次市
	三次市

様式第2号（第11条関係）

年 月 日

三次市長 様

受益者一覧表兼市税等納付状況閲覧承諾書

この度の三次市生活用水施設整備補助金交付事業の実施により新たに生活用水を確保しようとする者は、次の表のとおりです。また、本補助金の審査に際し、次の表に記載している者の市税及び市公共料金の納付状況について、三次市水道局長が閲覧することを承諾します。

住所	氏名	印鑑
三次市		
三次市		
三次市		
三次市		
三次市		
三次市		
三次市		
三次市		

※ 氏名を自署した者及び未成年者については、押印不要

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

三次市長 様

水道加入誓約書

住 所	
氏 名	
電話番号	() —

この度、生活用水を確保するため、三次市生活用水施設整備補助金の交付を申請しますが、上水道の給水が開始されたときは、必ず加入することを誓約します。

(※共同して整備しようとする場合は、世帯毎に1通作成すること。)

様式第4号（第11条関係）

申請設備等計画概要書

1 申請補助金種別（該当種別に○印）

A B C D

2 設備概要

3 管種・管径・延長

4 設備種類

5 その他

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

三次市長 様

住所変更確約書

私は、 年 月 日申請の三次市生活用水施設整備補助金申請書（
様式第 1 号）で補助対象施設である三次市 の住宅に事業
完了までに住所を変更することを確約します。

住所 _____

氏名 _____

第 号
年 月 日

様

三次市長



三次市生活用水施設整備補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった三次市生活用水施設整備補助金は、審査の結果、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の時期

完了通知書が提出された後、交付する額を確定し、請求により速やかにその金額を交付する。ただし、三次市外に住所を有する者は、三次市に転入届を提出し、住民登録完了後に交付する。

3 交付の条件

- (1) 交付を受けた補助金については、三次市生活用水施設整備補助金交付要綱の目的に従って、効果的な運用を図ること。
- (2) 完了検査の結果、申請内容と異なる部分については、補助金を交付しない。
- (3) 補助金の増額については、原則として認めない。

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

三次市長 様

三次市生活用水施設整備補助金事業計画変更承認申請書

申請者 (共同して整備する場合は代表者)	住所	
	氏名	
	電話番号	() —

三次市生活用水施設整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、次のとおり変更承認申請します。

事業	変更前	該当する事業に ○	A ・ B ・ C ・ D
	変更後	該当する事業に ○	A ・ B ・ C ・ D
事業場所	変更前	三次市	
	変更後	三次市	
受益者人数	変更前	人	
	変更後	人	
事業予定期間	着手	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
	完成	変更前	年 月 日
		変更後	年 月 日
事業費	変更前	円	
	変更後	円	
うち補助対象経費	変更前	円	
	変更後	円	

変更する理由	
--------	--

添付書類等

- (1) 事業実施位置図
 - (2) 受益者一覧表兼市税等納付状況閲覧承諾書
 - (3) 補助対象経費の見積書（市に委託した場合は除く。）
 - (4) 水道加入誓約書（要綱第2条第1項ただし書に該当する場合）
 - (5) 水質検査結果（補助金B）
 - (6) 申請設備等計画概要書
 - (7) 住所変更確約書（補助金申請時に補助対象施設で生活用水の供給を受ける住宅に住所を有していない場合）
 - (8) 事業実施箇所一覧表（共同して複数箇所申請する場合）
- ※ 変更した項目に係る書類のみ添付すること。

様

三次市長



三次市生活用水施設整備補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった三次市生活用水施設整備補助金は、審査の結果、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の時期

完了通知書が提出された後、交付する額を確定し、請求により速やかにその金額を交付する。ただし、三次市外に住所を有する者は、三次市に転入届を提出し、住民登録完了後に交付する。

3 交付の条件

- (1) 交付を受けた補助金については、三次市生活用水施設整備補助金交付要綱の目的に従って、効果的な運用を図ること。
- (2) 完了検査の結果、申請内容と異なる部分については、補助金を交付しない。
- (3) 補助金の増額については、原則として認めない。

三次市長 様

完了通知書

資 格 者 (共同で申請の 場合は代表者)	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	() —

次の事業が完了したので、三次市生活用水施設整備補助金交付要綱第14条の規定に基づき、通知します。

事 業 名	三次市生活用水施設整備補助金交付事業	
事 業 場 所	三次市	
受 益 者 人 数	人	
事業期間	着 手	年 月 日
	完 成	年 月 日
事 業 費	円	
うち補助対象経費	円	
事 業 所 在 地		
請 負 者 名 称		
主 な 概 要		
事業内容	水 量	ℓ/日

添付書類

- (1) 事業費明細書
- (2) 設備詳細図
- (3) 工事写真
- (4) 対象設備設置後の水質試験結果報告書(補助金Bに限る。)
- (5) 水量試験結果報告書(写真及び計算方法を含む。)
- (6) 工事契約書及び領収書
- (7) 共同で申請の場合には、別紙の事業完了一覧表を添付すること。

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

三次市長 様

完了検査報告書

検査者職氏名

三次市生活用水施設整備補助金交付要綱第14条第4項に基づき検査したところ、次のとおり完了していることを認めます。

事業実施年度	年度	
事業名	三次市生活用水施設整備補助金交付事業	
資格者 (代表者)	住所	三次市
	氏名	
事業場所	三次市	
受益者人数	人	
事業期間	着手	年 月 日
	完成	年 月 日
事業費	円	
うち補助対象経費	円	
事業 請負者	所在地	
	名称	
主な 事業内容	概要	
	水量	ℓ/日

※ 検査写真添付

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

年 月 日

様

三次市長



三次市生活用水施設整備補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付決定した三次市生活用水施設整備補助金について、審査の結果、次のとおり確定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

三次市長 様

三次市生活用水施設整備補助金交付請求書

請求者 (共同して整備 した場合は代 表者)	住所	
	氏名	
	電話番号	() —

年 月 日付けで額が確定した三次市生活用水施設整備補助金について、三次市生活用水施設整備補助金交付要綱第14条第5項の規定に基づき、次のとおり請求します。

補助金交付請求額 金 円

(振込先)

金融機関名	銀行・農協・労働金庫・信用金庫・信用組合
支店名	本店・支店・支所・出張所
預金種目	普通・当座・その他
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	

※ 請求者と口座名義人が異なる場合は、別途委任状を提出すること。